

臨時福祉給付金《経済対策分》が支給されます

申請受付期間 3月24日(金)～6月26日(月)まで

臨時福祉給付金《経済対策分》が支給されます。対象となる可能性のある方へ3月下旬に申請書を送付してありますので、必要事項を記入の上、郵送等で申請してください。(申請書類に返信用封筒を同封してあります。切手不要)
役場1階3番住民福祉課社会福祉係窓口でも受け付けています。



◆臨時福祉給付金《経済対策分》とは◆

臨時福祉給付金《経済対策分》は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

◇支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者である方

〔平成28年1月1日に富士見町に住民登録している方で、平成28年度町県民税が課税されていない方(※ただし、課税者の税法上の被扶養者になっている方、生活保護受給者等を除く。〕

※平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)を実際に受給したか否かは問いません。

◇支給額:1人につき15,000円

《注意事項》

*原則として、申請期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、必ず申請受付期間内にお申し込みください。(郵送の場合は、当日消印有効)

*平成28年1月2日以降に富士見町に転入した方は、平成28年1月1日時点の住所地へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

住民福祉課 社会福祉係

☎62-9144(直通)



「臨時福祉給付金」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください！

富士見町や厚生労働省などの職員が銀行のATMの操作や給付金を支給するために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

